



幼稚園の教育体制支援事業 (私学助成園) について

令和4年2月

高等教育局私学部私学助成課

背景・課題

幼稚園において、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら保育を継続しつつ、ポストコロナを見据え、幼児を健やかに育むことの出来る環境の整備を推進する。また、幼稚園の教育体制の充実を図る。

事業内容

1 幼稚園の感染症対策等支援 24億円

新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な経費、保健衛生用品（消耗品・備品）の購入費に対して支援する。

◆交付基準額	・定員（～19人）	: 1園当たり	300千円
	・定員（20人～59人）	: 1園当たり	400千円
	・定員（60人～）	: 1園当たり	500千円



2 幼稚園のICT環境整備支援 13億円

事務処理等の園務の効率化をはじめ、オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、ポストコロナを見据えたICT環境整備を支援する。

◆交付基準額：1園当たり 1,000千円



3 幼稚園の教育体制支援 36億円

人材確保に取り組む幼稚園に対して、必要な経費を支援する。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日（金）閣議決定）

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略 （2）公的部門における分配機能の強化等

① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等 に対応

対象事業者	幼稚園、幼稚園型認定こども園	実施主体	1 2 都道府県 3 学校法人	補助割合	1 国 1/2 2 3 国 3/4
補助対象経費	1 感染症対策の徹底に必要な経費、保健衛生用品の購入費、等 2 情報システム導入に係る費用（購入費、改修費、工事費等）、端末・備品等整備費、等 3 教育体制の充実に必要な経費				

幼稚園の教育体制支援事業（私学助成園）

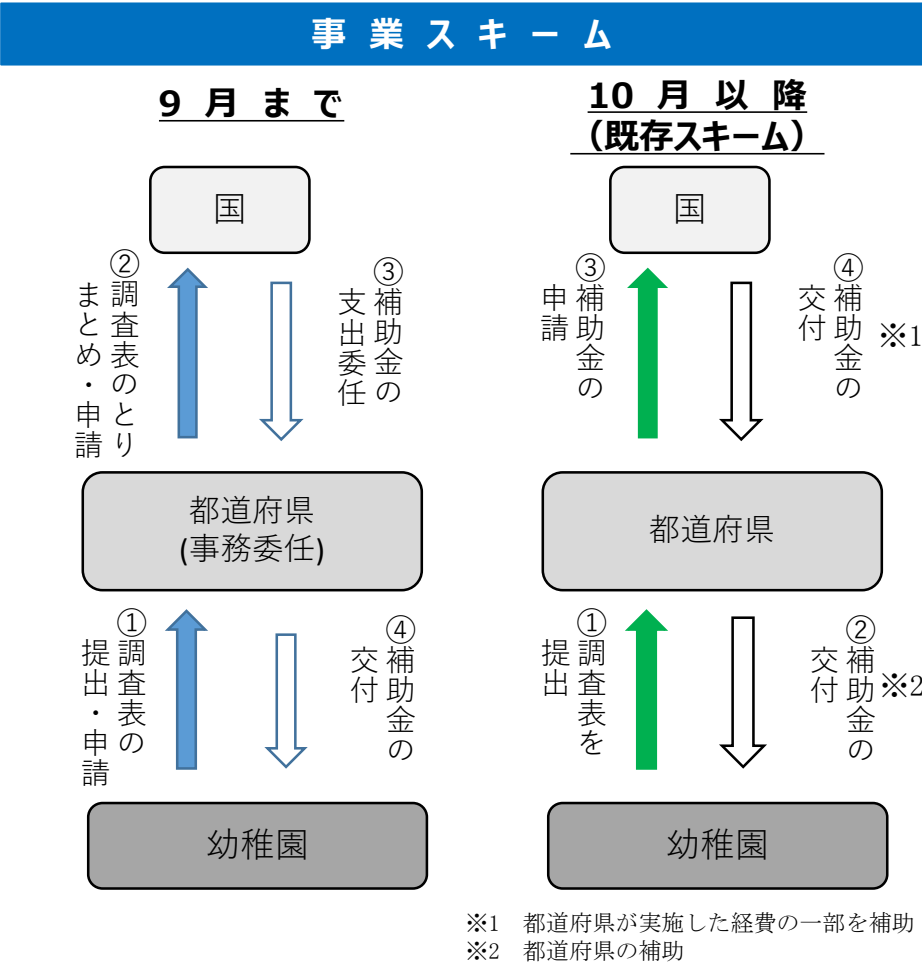
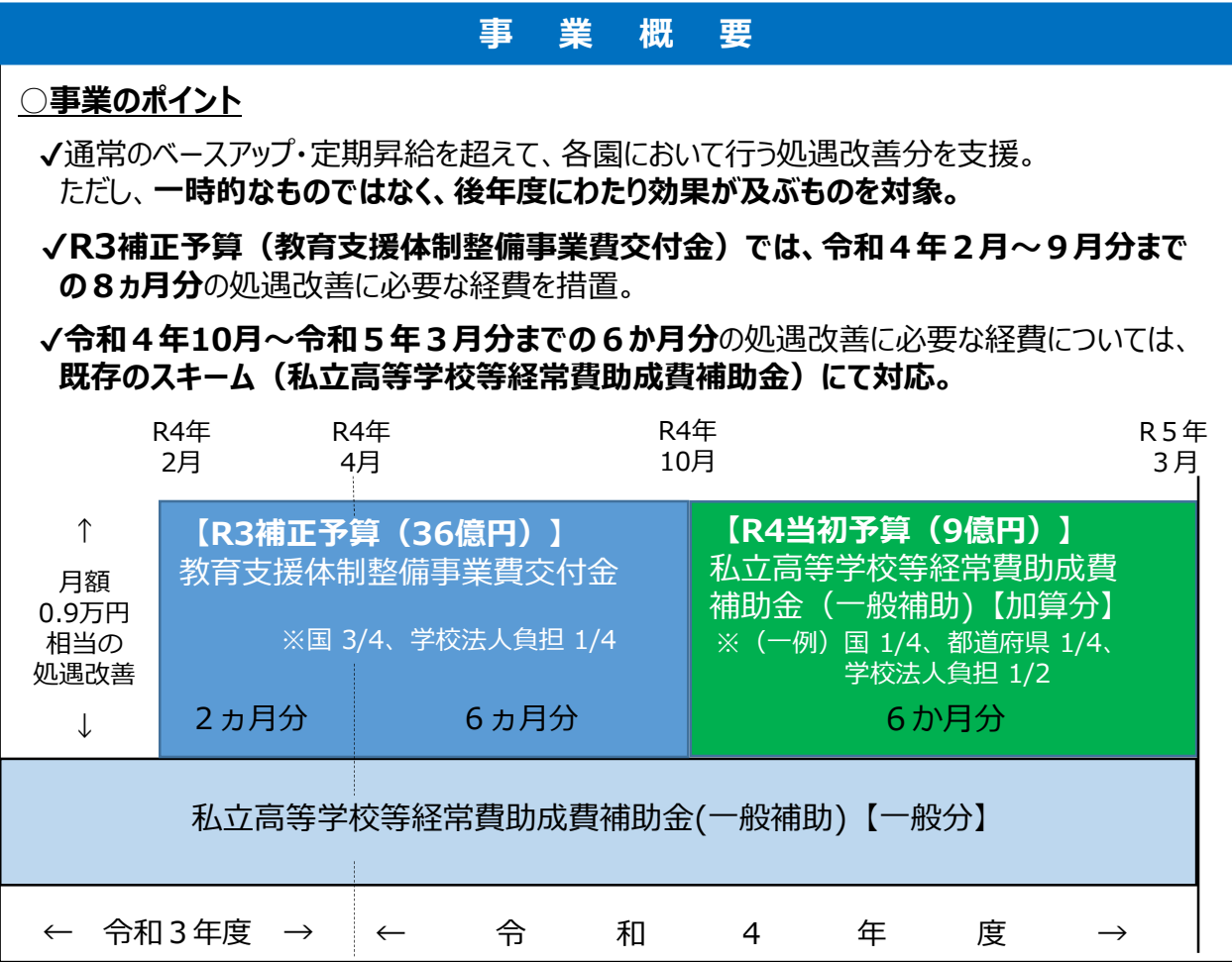
令和4年度予算額(案) 9億円
(前年度予算額 5億円)
令和3年度補正予算額 36億円



背景

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とし、収入を引き上げるため措置を令和4年2月から前倒しで実施。
- 私学助成園の幼稚園教諭についても、同様に月額0.9万円相当の処遇改善に取り組む幼稚園に対して、必要な経費を支援。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」
(令和3年11月19日(金)閣議決定)
Ⅲ.未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動
2.分配戦略 (2) 公的部門における分配機能の強化等
① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等に対応



補助割合	R3補正予算：国 3/4、学校法人負担 1/4 R4当初予算：都道府県負担額の1/2以内を国が補助
------	--

対象者	約5万人分（給与支給される専任教員、兼務教員） ※上記に加え、各園の判断により、調理員等も対象とすることができる。 また、1人当たりの上げ幅が月額0.9万円を下回る場合がある。
-----	--

教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）実施要領

教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）実施要領

令和4年2月4日 高等教育局長裁定

1. 通則

教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）交付要綱に基づき、教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

2. 事業の目的

幼稚園（子ども・子育て支援新制度の施設型給付を受けるものを除く。以下同じ。）を設置する学校法人における幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3％程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、幼稚園を設置する学校法人とする。

4. 処遇改善の対象

本事業の対象は、幼稚園に勤務する教職員（非常勤を含み、法人役員を兼務する園長を除く。以下同じ。）とする。

5. 事業内容

令和4年2月から9月までの間、賃金改善を行う学校法人に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用（以下「賃金改善部分」という。）を補助する。

6. 賃金改善等の要件

- (1) 令和4年2月以降、教職員に対する賃金改善を実施すること。

※賃金改善とは、本事業の実施により、教職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

- (2) 本事業による賃金改善に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を教職員に周知すること。

- (3) 本事業による補助額は、教職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

※法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額とする。

＜算式＞

「令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「令和2年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

- (4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ

により改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分、3月分については、この限りではない。

- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

- (6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

- (7) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事委員会勧告等を受けた引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。

7. 補助額の算定

補助額は、幼稚園ごとに、賃金改善部分（法定福利費等の事業主負担分を含む。）の4分の3とする。ただし、次の算式により算定する金額を補助対象上限額とする。なお、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

＜算式＞

教員数×9,000円×（1＋令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額）×補助率×事業実施月数

※原則として、申請時点における教員数（非常勤を含む。）とする。

8. 事業実施手続等

- (1) 教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）交付要綱のとおりとする。

- (2) 本事業の実施に要する都道府県の事務費について、国は別に定めるところにより補助することができる。

9. 留意事項

実績報告書等により、幼稚園において実施された賃金改善の内容が要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、補助額の全部又は一部について返還させる。

附則

この要領は、令和4年2月4日から施行する。

教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）実施要領（抜粋）

2. 事業の目的

幼稚園（子ども・子育て支援新制度の施設型給付を受けるものを除く。以下同じ。）を設置する学校法人における幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

 **補助事業終了後も、引き続き、処遇改善に取り組まなければならない。**

問 処遇改善の取組はいつまで続ける必要があるのか。

答 本補助金は「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」に実施するものです。補助期間終了後も、取組の継続が求められます。

（FAQ4-11参照）

4. 処遇改善の対象

本事業の対象は、幼稚園に勤務する教職員（非常勤を含み、法人役員を兼務する園長を除く。以下同じ。）とする。

問 「賃金改善部分」の処遇改善の対象は、保育士や幼稚園教諭、保育教諭に限られるのでしょうか。

答 幼稚園教諭だけでなく、調理員や栄養士、事務職員など、各幼稚園に勤務する全ての教職員（法人役員を兼務する園長を除く。）が対象となります。

ただし、延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している教職員は対象となりません。
（FAQ1-1参照）

問 時給で勤務している非常勤職員（パートタイマー）の補助上限額については、どのように考えるべきでしょうか。基準や参考となる算定方法などがありますでしょうか。

答 各幼稚園の補助金上限額の算定は、教員（常勤・非常勤）数のみで計算されるため、非常勤職員（パートタイマー）の方は、補助金算定の対象ではありません。

しかしながら、各幼稚園に配分される補助金を活用して非常勤職員（パートタイマー）の処遇改善を行うことは可能です。

（FAQ3-11参照）

教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）実施要領（抜粋）

6. 賃金改善等の要件

（1）令和4年2月以降、教職員に対する賃金改善を実施すること。

※賃金改善とは、本事業の実施により、教職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることという。

（2）本事業による賃金改善に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を教職員に周知すること。

（3）本事業による補助額は、教職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

※法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額とする。

＜算式＞

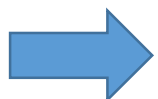
「令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「令和2年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

（4）本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分、3月分については、この限りではない。

（5）本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

（6）令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

（7）令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事委員会勧告等を受けた引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。



申請様式の「チェックリスト」において、申請者自ら確認。

教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）実施要領（抜粋）

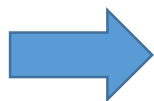
7. 補助額の算定

補助額は、幼稚園ごとに、賃金改善部分（法定福利費等の事業主負担分を含む。）の4分の3とする。ただし、次の算式により算定する金額を補助対象上限額とする。なお、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

＜算式＞

教員数※×9,000円×（1 + 令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額）×補助率×事業実施月数

※原則として、申請時点における教員数（非常勤を含む。）とする。



算式により算定される金額は上限額であり、必ず上限額が交付されるとは限らない。

「賃金改善部分（法定福利費等の事業主負担分を含む）」の4分の3と比較し、いずれか低い方が補助金として交付される。

総括表の書き方

【記入要領】

- 薄橙色のセルに必要事項を記入してください。
- 「処遇改善の開始月」「新制度園への移行予定」欄はプルダウンから選択してください。
- 着色されていないセルは、他のシートから自動で転記されます。
- 「法人番号」は、国税庁法人番号公表サイト（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）で検索したものを記入してください。同名の法人がある場合は、必ず「所在地」を確認の上、記入してください。

所在 都道府県名	学校法人名	幼稚園名	法人番号	処遇改善 の開始月 (令和4年)	連絡先			新制度園 への 移行予定
					担当者氏名	電話番号	メールアドレス	
〇〇県	学校法人〇〇	〇〇幼稚園	1234567890123	2月	文科太郎	03-xxxx-xxxx	xxx@xxxx	なし

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> から検索。

※同名の法人がある場合は、必ず「所在地」を確認の上、記入してください。

選択形式

交付申請額（上限額）の算定方法についての書き方

都道府県名	〇〇県
学校法人名	学校法人〇〇
幼稚園名	〇〇幼稚園

1. 交付申請額（上限額）の算式（簡略）

※令和3年度は、2か月分（2月分、3月分）の補助金を交付し、4月から9月分は、令和4年度に交付予定です。

※千円未満切り捨てのため、実際の交付額と一致しない場合があります。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{教員数}^{\ast 1} & & \text{補助単価} & & \text{法定福利費等の事業主負担分の割合を加味}^{\ast 2} & & \text{補助率} & & \text{1か月あたり補助額} \\
 12 \text{ 名} & \times & 9,000 \text{ 円} & \times & 1.25000 & \times & 3/4 & \times & 101,250 \text{ 円} \\
 \hline
 \text{1か月あたり補助額} & & \text{事業実施月数}^{\ast 3} & & \text{総額（見込）}^{\ast 4} & & & & \\
 101,250 \text{ 円} & \times & 8 \text{ か月} & = & 810,000 \text{ 円} & & & &
 \end{array}$$

※1 申請時点における教員数（非常勤を含む。）

※2 「2. 法定福利費等の事業主負担分の算式」に基づき、自動計算。

※3 令和4年2月から9月の範囲（総括表から自動計算）。

※4 千円未満切り捨て。

2. 法定福利費等の事業主負担分の算式

$$\begin{array}{ccccc}
 \text{令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額} & = & 2,500,000 \text{ 円} & = & 0.250000 \\
 \hline
 \text{令和2年度における賃金の総額} & & 10,000,000 \text{ 円} & &
 \end{array}$$

幼稚園の教育体制支援事業「賃金改善に係る計画書」兼「実績報告書」（令和3年度）の書き方

- 申請時点では、薄橙色の欄を記入。実績報告時に水色の欄を記入。
- 処遇改善の実施月から9月まで必ず作成してください。（例：3月申請の場合は、3月～9月まで作成。）

原則として、bとcは同額が入る。
差額が生じるケースとして、一部ボーナスでの支払いを想定。

計画通りに支払った場合、当該月のcとfは同額が入る。

No	教職員名	職種	常勤・非常勤の別	法人役員の兼務	基準月の給与【1月】	賃金改善見込額(計画)			令和4年2月 賃金改善額(実績)					備考	
							基本給及び決まって毎月支払う手当	割合	法定福利費等の事業主負担分の増		基本給及び決まって毎月支払う手当	その他	法定福利費等の事業主負担分の増		割合
1	A	園長	常勤		500,000	10,000	10,000	2.00%		10,000	10,000			2.00%	R4.6育児休暇復帰
2	B	事務長	常勤	○	500,000	5,000	5,000	1.00%		5,000	5,000			1.00%	
3	C(副園長)	教員	常勤	○	310,000	9,000	9,000	2.90%		9,000	9,000			2.90%	
4	D	教員	常勤		300,000	12,000	12,000	4.00%		12,000	12,000			4.00%	
5	E(育児休暇)	教員	常勤		250,000										
6	F	その他	常勤		300,000	5,000	5,000	1.67%					3.00%	R4.3退職 R4.4採用 13の後任	
7	G	教員	常勤		300,000	6,500	6,500	2.17%					3.00%		
8	H	教員	常勤		300,000	6,500	6,500	2.17%					3.00%		
9	I	教員	常勤		300,000	9,000	9,000	3.00%					3.00%		
10	J	教員	非常勤		300,000	9,000	9,000	3.00%	9,000	9,000			3.00%		
11	K	教員	非常勤		300,000	9,000	9,000	3.00%	9,000	9,000			3.00%		
12	L	教員	非常勤		300,000	9,000	9,000	3.00%	9,000	9,000			3.00%		
13	M(R4.3退職)	教員	常勤		300,000	9,000	9,000	3.00%	0	0			0.00%		
14	新規採用予定者	教員	常勤		200,000	9,000	9,000	4.50%	6,500	6,500			3.25%		
15	新規採用予定者	教員	非常勤		300,000	9,000	9,000	3.00%	6,500	6,500			2.17%		
16	P(スクールバス運転手)	その他	非常勤		80,000	0	0	0.00%	0	0			0.00%		
17															

当月の給与振込が間に合わない場合は、翌月のg欄に前月の賃金改善額を記入。

合計(円)		117,000	117,000	2.56%	29,250	112,000	112,000	0	25,000	2.42%
					改善に要する額					
					146,250					

幼稚園の教育体制支援事業「チェックリスト」（令和３年度）【申請】の書き方

			都道府県名	〇〇県	
			学校法人名	学校法人〇〇	
			幼稚園名	〇〇幼稚園	
確認項目					回答
① 令和4年2月以降、教職員に対する賃金改善を実施することとしている。 ※賃金改善とは、本事業の実施により、教職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。					はい
② 本事業による賃金改善に係る計画書を作成している。					はい
③ 計画の具体的な内容を教職員に周知している。					はい
④ 本事業による補助額は、教職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てることとしている。					はい
⑤ 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図っている。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分、3月分については、この限りではない。					はい
⑥ 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていない。					はい
⑦ 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持することとしている。					はい
⑧ 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事委員会勧告等を受けた引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していない。 ※該当なしの場合は、「該当なし」を選択してください。					該当なし
上記について、確認したうえで提出していることを証明いたします。					
			令和4年2月4日		
			理事長 AAA		
			<担当者連絡先>		
			所 属: 1		
			氏 名: 23		
			電話番号: 45		

幼稚園の教育体制支援事業「チェックリスト」（令和３年度）【実績報告】の書き方

[illegible]

○補助事業終了後も、引き続き、処遇改善に取り組まなければならない。

➡ 後年度負担のことも考えて、事業を計画することが肝要。

○補助金上限額は「教員数」に応じて増えるが、計画上、処遇改善に要する事業経費が少ない場合は、事業経費に見合った補助金額で交付される。

➡ **この補助金は、処遇改善以外の用途には使えません。**

○処遇改善を実施する月から、9月までの計画を作成することが必要。

➡ **「賃金改善に係る計画書」は必ず9月まで作成**すること。

○令和4年2月分から処遇改善に取り組む場合、仮に3月に2月分を一括して支払う予定であっても、2月分として、提出することが必要。

➡ 支払い月ではなく、処遇改善を開始した月で提出期限が異なる。

○令和4年4月実施分の募集は、3月に改めてお知らせします。